

政府の図書館政策の動向と日本図書館協会の対応

1 教育基本法の改定を受けての図書館に関連する政策動向

- ・教育三法（学校教育法、地教行法、教員免許法および教育公務員特例法）改正 2007年6月20日
- ・中教審「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」 2月19日答申
- ・社会教育法等の一部改正法案（図書館法改正案） 2月29日閣議決定、同日国会上程
- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次） 3月11日閣議決定
- ・学習指導要領 3月28日告示
- ・中教審「教育振興基本計画について―「教育立国」の実現に向けて」 4月18日答申

2 協会の取組み

常務理事会、図書館政策企画委員会が中心となって検討、協議を行った。

法の見直しだけでなく、今後の図書館振興につながる絶好の機会として取組む。

- ・文部科学省との意見交換：11月14日、12月6日（常務理事会）、1月24日、3月4日
- ・生涯学習分科会糸賀委員との意見交換：7月25日、9月5日（常務理事会）
- ・図書館法見直しについての意見提出：10月2日、1月10日
- ・生涯学習分科会答申素案についての意見提出：2月3日
- ・教育振興基本計画案についての関係団体ヒアリング：12月5日
地方公聴会で意見発表：11月19日
- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）案についての意見提出：2月28日 学校図書館部会も同日提出
- ・改訂学習指導要領について、学校図書館部会が意見を提出：3月16日
- ・全国図書館大会「教育基本法改正とこれからの図書館振興」分科会：10月30日
- ・メールマガジン29本、図書館雑誌7本など、随時情報を提供
- ・そのほか、全国公共図書館研究集会、地区別研修、各地研究会等で、図書館法見直しを中心に報告

3 協会の主な主張、提起

- ・図書館の主要な機能である資料、情報の提供は生涯学習を支える中核的な機能であり、学校教育、社会教育など行政的な枠組みに捉われることなく総合的な施策として実施すること。
- ・図書館法は、規制力は乏しいが、現場での実践により豊かな内容にしてきたという特徴があり、教育基本法の改定により、ただちにそれを変える積極的な理由はない。
- ・図書館法に、知る自由、情報格差が生じないことを保障するとの図書館の基本的原理を示す内容を加えることが図書館事業を励ますことになる。
- ・個人の学習を「社会の要請」との関連で規制すべきではなく、また学習の成果を生かす機会、場の提供は「図書館奉仕」と異なる。
- ・家庭教育の「向上」に資するといった評価が加わる表現は問題である。

- ・家庭教育関係者の定義が明確ではない。
- ・私立図書館に対する望ましい基準の適用、運営の評価・改善の努力義務を課すことは好ましくない。
- ・三法横並びで検討することは合理的ではない。
- ・図書館に司書を置くことをより明確にすること。
- ・図書館を生活圏域、おおむね中学校区を単位に整備する施策を実施すること。
- ・図書館資料の相互貸借促進のための合理的な仕組み、経費負担の制度をつくること。
- ・図書館は教育委員会が管理することを明確にすること。

4 今後の課題

- ・中教審答申、図書館法改定法案の内容を正確に理解するために、学習会開催、資料作成、議論の場を設ける。
- ・協会の見解を広く伝える。
- ・大学における司書課程の科目等の検討。
- ・望ましい基準、運営評価のガイドラインのあり方等の検討。
- ・各自治体の教育振興計画の中身づくりへの取組み。

5 国会議員への要請活動

国会において、図書館法についての審議が行われることの重要性から、関係国会議員への説明、要請の行動を行っている。

(1) 要請内容

- ・国会審議を必ず行い、今後の図書館振興につながる議論、政府答弁を得る。
- ・法案についての協会の見解、意見の理解を求める。

(2) 図書館振興に資する当面の要請項目

- ・図書館は、可住地面積を基準として整備する。中学校区を日常的な生活圏域として捉え、それを目標とした整備を促す。

そのため過疎債をはじめ、各省庁の公共施設建設の補助金、起債を図書館建設に活用できるよう改善する。

- ・図書館の資料購入費の激減状況に対して実効性ある措置をする。地方交付税措置については三位一体改革のもとでは限界があり、また一般財源の使途を求めることは好ましくない。

図書館法第9条の履行を求める。国立印刷局刊行の資料を都道府県立図書館に無償で提供することは、政府資料の利用が多くなっていること、政府情報の公開などの趣旨から有効である。また実質的な資料費増額ともなる。

また裁判員制度、地域再生など、政府の重要施策事業の具体的なメニューに、図書館が提供する資料について挙げる。

- ・図書館に司書を置くこと、司書有資格の館長を置くことを明確にする。
- ・図書館資料の相互貸借を進める合理的な仕組み、経費負担の制度をつくる。

(3) 要請した議員（図書館関係議連、文教委員、図書館に関する発言のあった人など）

鈴木恒夫(活字文化議連幹事長 自)、細田博之(図書館議員連盟会長 自)、逢坂誠二(民)、馳浩(自)、日森文尋(社)、石井郁子(共)、松あきら(公)、小宮山洋子(民)、林久美子(民)、塩谷立(自)。